

行政不服審査法施行令の一部を改正する政令案について

令和 2 年 11 月
総務省行政管理局行政手続室

1. 改正の趣旨

- 「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等による、行政手続における押印見直し方針を踏まえ、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。以下「行審法施行令」という。）について所要の改正を行う。

（参考）規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）抄

6. デジタルガバメント分野／（3）新たな取組

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する I T 総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

2. 改正の概要・理由

- 審査請求人等に対して審査請求書への押印を求めている行審法施行令第 4 条第 2 項について、押印を不要とするための改正を行うので、関係規定の整備を行う。

（理由）

- 行審法施行令において求められる押印は、実印ではないいわゆる認印も法令上排除されておらず、審査請求人等の本人確認や審査請求書の真正性担保の意義に乏しいことから、当該押印の手段を廃止したとしても支障は生じないと考えられ、先述した「規制改革実施計画」を踏まえ、見直すこととする。

3. 施行期日

- 公布の日